

## 第2章 第1次計画策定後の社会情勢の変化

### 1 国内外の動向

#### (1) 持続可能な世界から持続可能な世界への「変革」

「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、「国連持続可能な開発サミット」において、2001 (平成 13) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) \*の後継として 2015 (平成 27) 年 9 月に採択された 2030 (令和 12) 年までの国際開発目標のことをいいます。

持続可能な世界を達成するため、国連持続可能な開発サミットでは、「誰一人取り残さない」という理念の下、世界を持続的で強くしなやかなものに移行させるための大胆かつ変革的な手段をとることを決意し、すべての国に適用される普遍的な目標「持続可能な開発目標 (SDGs)」を掲げました。

#### (2) 持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 (SDGs) は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 (令和 12) 年までに達成すべき 17 の目標 (ゴール) と 169 のターゲット、232 の指標から構成されています。

SDGs は、すべての国に適用される普遍的な目標であり、その達成のために、政府や市民、民間事業者といったすべてのステークホルダー (利害関係者) が積極的に取り組み推進していくものです。

SDGs の 17 の目標



出典：国際連合広報センター

### (3) パリ協定（産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃未満に）

世界の温室効果ガス排出削減については、1992（平成4）年に採択された国連気候変動枠組条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）において議論が行われてきました。しかし、この条約では、先進国と開発途上国で条約上の義務等に差異を設け、先進国にしか削減義務が課されなかったこともあり、開発途上国の温室効果ガス排出量が急増し、先進国よりも開発途上国のほうが温室効果ガスを多く排出する結果となりました。

こうした状況を打開するため、全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして2015（平成27）年12月にパリ協定が採択されました。パリ協定では「産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃未満に抑える」という目標が設定され、そのための施策として、全ての国に削減目標の提出及び状況報告が義務付けられました。

### (4) COP26（第26回気候変動枠組条約締約国会議）

2021（令和3）年10月、英国グラスゴーでCOP26が開催されました。この会議の合意内容は、「産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求」「必要に応じて2022（令和4）年末までに2030（令和12）年の削減目標を再検討」などとなっており、最大の焦点だった石炭火力発電の利用について、当初の文書案から表現を弱め、「段階的な廃止(phase-out)」から「段階的な削減(phase-down)」に変更されました。

合 意 文 書 概 要	◇気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求
	◇必要に応じて2022（令和4）年末までに2030（令和12）年の削減目標を再検討
	◇排出削減対策の取られていない石炭火力の段階的削減へ努力
	◇先進国から途上国に年1000億ドルを支援する。2020（令和2）年までの目標未達は深い遺憾。速やかに達成を

### (5) プラスチックごみ問題（プラスチック資源循環戦略）

近年、海洋ごみによる地球規模での環境汚染が広がり、沿岸の環境、船舶の航行、観光・漁業などへの影響が確認されています。海洋ごみの中でもプラスチックは世界全体で年間数百万トンが海洋へ流出していると推計され、このままでは2050（令和32）年までに海洋における魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出・滞留すると予測されています。

海洋に漂流したプラスチックは自然に分解されにくく、長期間にわたり環境中にとどまります。また、波や紫外線により物理的に砕かれ、5mm以下の大きさとなった微小なプラスチック（マイクロプラスチック\*）は、有害化学物質を吸着しやすいと報告されています。これらのプラスチックは、海洋生物の誤食や負傷を引き起こすほか、食物連鎖による生態系への影響が懸念されることから、実効的な対策が求められています。

### (6) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症は、2019（令和元）年に中国の湖北省武漢で確認され、米ジョンズ・ホプキンス大学の発表によると2022年（令和4）1月現在、全世界の累積感染者数は3億5137万8115人、累積死者数は559万6504人となっています。デルタ株に続き、さまざまな変異株が生まれ、その中でオミクロン株のパンデミック（世界的大流行）が発生しています。

新型コロナウイルス感染症の環境面に対する影響については、パンデミックによる経済活動の停滞で、温室効果ガスの排出量が急減していると言われていました。しかし、これは一時的なものにすぎないと指摘されており、数年後には元の状況に戻るとされています。

今後も地球規模での温室効果ガスの排出量は増え続けていくと考えられ、更なる温室効果ガス低減対策が求められています。

### (7) 地域循環共生圏

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である一方で、それぞれの地域が閉じた経済社会活動を行うことは困難であり、各地域間で補完し合うことが重要となっています。このことを踏まえ、国の第五次環境基本計画では、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的つながりや経済的つながり）を構築する「地域循環共生圏」という地域づくりの考え方を示しました。これにより新たなバリューチェーン\*を生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造することを目指しています。

### (8) 2050年カーボンニュートラルと新たな2030年目標

菅前総理大臣は、2020（令和2）年10月26日、所信表明演説において、「我が国は、2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。また、気候サミットにおいて、「2050年カーボンニュートラル」の長期目標と整合的で、野心的な目標として、我が国が、2030（令和12）年度において、温室効果ガスの2013（平成25）年度比46%削減を目指すことを宣言するとともに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく決意を表明しました。

## 2 茨城県の動向

茨城県では、急激な人口減少・少子高齢化の進行など、これまでに経験したことの無い時代の転換期を迎え、この時代の変化に的確に対応し、未来に希望を持つことができる「新しい茨城」づくりを進めるため、新たな総合計画を2018（平成30）年に策定しています。

その中で「かけがえのない自然環境の保全・再生」を大きな政策として掲げ、「湖沼の水質浄化」、「身近な自然環境の保全」、「県民総ぐるみによる地球温暖化対策」、「不法投棄対策と循環型社会\*づくり」、「持続可能なエネルギー社会の実現」の5つの施策を進めることとしています。

茨城県の動向〔2012（平成24）～2021（令和3）年度〕

年 度	動 向 の 内 容
2012年度 (平成24年度)	・第3次茨城県環境基本計画 策定(H25.3)
2013年度 (平成25年度)	・茨城県環境影響評価*技術指針 改定(H26.3)
2014年度 (平成26年度)	・茨城の生物多様性*戦略 策定(H26.10)
2015年度 (平成27年度)	・第3期いばらき科学技術振興指針 策定(H28.3) ・第4次茨城県廃棄物処理計画 策定(H28.3) ・いばらき未来共創プラン 茨城県総合計画 策定(H28.3)
2016年度 (平成28年度)	・茨城県家畜排せつ物利用促進計画 策定(H28.4) ・霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第7期) 策定(H29.3) ・茨城県地球温暖化対策実行計画 改定(H29.3)
2017年度 (平成29年度)	・第12次鳥獣保護管理事業計画 策定(H29.4) ・第12次鳥獣保護管理事業計画 変更(H30.3)
2018年度 (平成30年度)	・いばらき霞ヶ浦宣言2018 発信(H30.10) ・茨城県総合計画 策定(H30.11)
2019年度 (平成31年度) (令和元年度)	・茨城県地域気候変動適応センターの設置(R31.4)
2020年度 (令和2年度)	・茨城県環境影響評価条例施行規則 改正(R2.3) ・茨城県独自の新型コロナ緊急事態宣言の発令(R3.1)*
2021年度 (令和3年度)	・茨城県新型コロナ緊急事態宣言の発令(R3.8)*

※2020（令和2）年に勃発したコロナ禍によるパンデミックの影響で、環境に関する各種イベントやボランティア活動等が中止に追い込まれました。このような背景を踏まえて、コロナ関連の動向を記載しています。